



答 申 第 565 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 6 日付け神教委
博館学第 939 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

博物館館内システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 博物館が保有する特別展個人招待者、年間優待券購入者等の名簿を管理するにあたり、電子計算機処理を行うことは、多数の対象者への正確かつ効率的な招待状、広報印刷物等の送付を可能とするもので、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

博物館館内システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

氏名

性別

生年月日

住所

電話番号

受付日